

自動車整備技術者認定資格 本教習・認定資格教習

受講生募集のご案内（平成16年度）



社団法人日本自動車整備振興会連合会では、自動車整備士の評価、社会的地位向上を目指した「自動車整備技術者認定資格制度」を創設しました。

2級自動車整備士を対象とした「整備技術スーパーアドバイザー」、1級自動車整備士を対象とした「整備技術コンサルタント」等の認定資格のための教習を開催いたします。

教習受講を希望される方は最終ページのFAX送信票にてご連絡下さい。皆様のチャレンジをお待ちしております。

認定資格取得要件及び取得の流れ

整備技術スーパーアドバイザー

《取得要件》

2級自動車整備士

(2級自動車シャシ整備士を除く)

- ・東整振会員の認証工場に勤務
- ・実務経験3年以上
- ・運転免許が有効(取消・停止不可)

整備技術コンサルタント

《取得要件》

1級自動車整備士

- ・東整振会員の認証工場に勤務
- ・実務経験3年以上
- ・運転免許が有効(取消・停止不可)

本教習の受講 (6日間・36時間)

(1級整備士養成課程修了者を除く)

認定資格教習の受講 (2日間・12時間)

(1級整備士養成課程修了者の方は認定資格教習からになります)

平成16年度整備主任者(法令・技術)研修受講済みの方は1日間の受講となります。

認定資格教習修了

日整連に認定資格申請

日整連が資格審査し
認定合格者を発表

認定ツール類を発行

取得後5年毎に更新教習受講
(更新の1年前から受講可能)

5年毎に更新

教習の内容と時間等

2級整備士向けの「スーパーアドバイザー本教習」は、学科（電子制御装置、総合診断、環境保全）、実習（電子制御装置、総合診断）となっております。

なお、教習時間は6日間（36時間）です。

「認定資格教習」は、「自動車整備業のビジョンと倫理綱領について」1日（6時間）
「自動車新技術等について」1日（6時間）の教習を受講していただきます。

なお、「自動車新技術等について」の教習は、平成16年度の整備主任者（技術）研修（認定機関を含む）と整備主任者（法令）研修の両方を受講済みの方は免除になります。

教習申請時、認定資格取得後の注意事項！！

教習申請時及び認定資格更新時に倫理綱領等に違反していないこと。また、認定資格取得後、倫理綱領に抵触したと認められる場合、認定の取消、認定ツール類を使用停止して頂きます。

教習申請時及び認定資格更新時に整備に該当する自動車運転免許証が有効であること。

取消、停止等の失効状態では申請ならびに更新が出来ません。

認定資格取得後、認定資格取得時の会社を退職した場合は、認定資格を停止して頂きます。

退職後、再就職した事業場で再度認定資格を取得したい場合は、「認定資格教習」を受講して頂きます。なお、「スーパーアドバイザー」取得後5年未満であれば「本教習」は免除になります。

認定資格取得後5年毎の更新になります。更新は「認定資格更新教習」を受講していただきます。更新の手続きをしないと認定資格は取り消しになります。

なお、更新教習は1年前から受講出来ます。更新時に認定証書、認定バッジ、IDステッカー等の費用がかかります。

「スーパーアドバイザー」を取得後、1級自動車整備士を取得した方が1級自動車整備士対象の「コンサルタント」を希望する場合は、「コンサルタント」の認定資格教習を受講後、「コンサルタント」の認定資格申請を行って頂きます。「コンサルタント」資格取得後に「スーパーアドバイザー」の資格は返納して頂きます。

教習修了後の認定資格申請に係る費用

	認定申請手数料	5,250円
ツール	認定証書額縁付	3,150円
	認定バッジ	2,100円
	認定看板額縁付 (認定者IDステッカー1枚付)	21,000円
	合計	31,500円

1枚の認定看板額縁には認定者IDステッカーが3人分まで貼り付けが出来ますが、2枚目からは1枚につき2,100円が別途かかります。



認定看板は顔写真入りのIDステッカーで頼れる認定者がいることを、お客様にアピールします。

教習の会場、日程等

1. 教習会場 東京都自動車整備教育会館 (東京都渋谷区本町4-16-4)

2. 教習日程

(1) スーパーアドバイザー本教習 (計6回、各回平成16年開催)

11月5日(金)、12日(金)、19日(金)

12月3日(金)、10日(金)、17日(金) 各回9:30~16:30

(2) スーパーアドバイザー・コンサルタント 認定資格教習 (計2回、各回平成17年開催)

1月15日(土) (自動車新技術)

1月22日(土) (自整業のビジョンと倫理綱領) 各回9:30~16:30

教習料金

	整備主任者技術研修 の受講・未受講	スーパー アドバイザー 本教習 (定員30名)	認定資格教習 (各回定員30名)		合計金額
		上記2-(1) 11/5(金)から12 /17(金)の6日間	自動車新技術	自整業のビジョ ンと倫理綱領	
			上記(2)- 1/15(土)	上記(2)- 1/22(土)	
スー パー ア ド バ イ ザ ー	平成16年度整備主任者研 修の(技術)と(法令)両方 の研修が未受講の方	20,000円	8,000円	8,000円	36,000円
	平成16年度整備主任者研 修の(技術)と(法令)両方 の研修を受講済みの方	20,000円		8,000円	28,000円
コ ン サ ル タ ン ト	平成16年度整備主任者研 修の(技術)と(法令)両方 の研修が未受講の方		8,000円	8,000円	16,000円
	平成16年度整備主任者研 修の(技術)と(法令)両方 の研修を受講済みの方			8,000円	8,000円

上記価格は税込み、テキスト代を含みます。

お申し込み方法

受講を希望される方は、まず最終ページのFAX送信票にてご連絡下さい。

FAXでのご連絡は平成16年10月12日(火)~22日(金)にお願いいたします。

事務局担当者より追ってご連絡申し上げます。その際に、申し込み方法等についてご説明いたします。

備 考

お申し込み時に、「教習料金」と「教習修了後の認定資格申請に係る費用」を合わせてご入金頂きます。なお、認定申請が不合格になった場合は、「教習修了後の認定資格申請に係る費用」の内「認定申請手数料」を除くツール代金はご返却いたします。



東整振 教育部

03 - 5365 - 9220

自動車整備技術者認定資格取得ご希望の方は下記にご記入の上、東整振（教育部）あてにFAX送信をお願いいたします。

FAXでのご連絡は平成16年10月12日（火）～22日（金）をお願いいたします。

追って担当者よりご連絡いたします。

空欄にご記入ください。また該当する にレ点をお願いいたします。

認証番号	1 -	支部名	
会社名			
ご氏名			
TEL	- -	FAX	- -
自動車整備士技能検定状況 並びに 整備主任者研修受講状況			
2級自動車整備士検定 合格者（2級シャシ自動車整備士を除く）			
1級自動車整備士養成課程 修了者（2級自動車整備士取得者のみレ点して下さい）			
1級自動車整備士技能検定 合格者（1級自動車整備士取得者のみレ点して下さい）			
平成16年度整備主任者(技術)研修受講状況	平成16年	月 日	受講済み 受講予定
” (法令)研修受講状況	平成16年	月 日	受講済み 受講予定
勤務状況、実務経験 並びに 運転免許証の有効等			
東整振の会員事業場に勤務している。			
実務経験3年以上（但し一種養成課程修了者の実務経験は、当該自動車整備士技能検定試験に合格した日から起算して3年以上）			
整備に該当する運転免許証が有効である。（取消・停止）は不可。			

お問い合わせ：東京都自動車整備振興会・教育部技術課

東京都渋谷区本町4 - 16 - 4

TEL 03 - 5365 - 4300